

荻 誠輝	阿蘇郡産山村大字山鹿 683 番地	阿蘇警察署管轄区域
金森 孝治	阿蘇市赤水 797 番地	”
坂梨 智信	阿蘇市三久保 4423 番地	”
松川シズノ	阿蘇市小里 140 番地	”
上村 昭進	上益城郡山都町馬見原 58 番地 10	山都警察管轄区域
坂田 弘明	上益城郡山都町大字田吉 867 番地	”
下田 秋生	上益城郡山都町大字下馬尾 91 番地	”
田上 徳義	上益城郡山都町大字下馬尾 175 番地 2	”

熊本県公安委員会告示第 6 号

平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会告示第 6 号（道路交通法第 94 条、第 101 条、第 101 条の 2、第 101 条の 2 の 2、第 104 条の 4 及び第 107 条の 7 に規定する申請又は届出の場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。
平成 17 年 2 月 11 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1 の（5）の表中「一の宮」を「阿蘇に改める。

熊本県公安委員会告示第 7 号

平成 6 年 10 月 28 日熊本県公安委員会告示第 12 号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成 17 年の 2 月 11 日から施行する。
平成 17 年 2 月 11 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1 の表一の宮警察署の項を次のように改める。

阿蘇警察署	管轄署	阿蘇市	阿蘇市一の宮町荻の草、一の宮町北坂梨、一の宮町坂梨、一の宮町三野、一の宮町手野、一の宮町中坂梨、一の宮町中通、一の宮町宮地
	所在地	一の宮町宮地	
	内牧交番	同 内牧	阿蘇市今町、内牧、小倉、小里、乙姫、小野田、狩尾、黒流町、小池、西小園、西湯浦、三久保、南宮原、山田、湯浦
	波野駐在所	同 波野大字小地野	阿蘇市波野大字赤仁田、波野大字小園、波野大字小地野、波野大字新波野、波野大字滝水、波野大字中江、波野大字波野
	坊中駐在所	同 黒川	阿蘇市蔵原、黒川、竹原、西町、役犬原
	赤水駐在所	同赤水	阿蘇市赤水、跡ヶ瀬、車帰、永草、的石、無田
	産山駐在所	阿蘇郡産山村 大字山鹿	産山村

1 の表高森警察署馬見原駐在所の項を削り、同表矢部警察署の項を次のように改める。

山都警察署	管轄署	上益城郡	山都町入佐、畑、田吉、長原、犬飼、新小、白藤、城原、城平、杉木、上寺、市原、山田、芦屋田、長田、南田、千滝、下馬尾、浜町、下市
	所在地	山都町 浜町	
	中島駐在所	同 同 北中島	山都町北中島、金内、田小野、原、島木
	白小野駐在所	同 同 白小野	山都町菅、目丸、津留、牧野、白小野、荒谷、万坂、藤木、勢井、猿渡、柚木、三ヶ、葛原
	下名連石駐在所	同 同 下名連石	山都町上川井野、成君、川野、田所、下川井野、男成、野尻、小笹、麻山、下名連石、御所、黒川
清和駐在所	同 同 米生	山都町大平、鶴ヶ田、川口、井無田、郷野原、高月、安方、仏原、米生、須原、小峰、貫原、小中竹、木原谷、緑川、尾野尻、鎌野、市の原、仮屋	

馬見原 駐在所	同 同 馬見原	山都町長崎、馬見原、滝上、神ノ前、白石、大野、方ヶ野、柳井原、 塩原、菅尾、塩出迫、米迫、今、八木、花上、柏、二瀬本、橘、下 山、高辻、高畑、東竹原、柳、伊勢、長谷、玉目、大見口、二津留、 上差尾
------------	---------------	---

1 の表備考中「平成 17 年 1 月 15 日」を「平成 17 年 2 月 11 日」に改める。

2 の表一の宮警察署の項中「一の宮警察署」を「阿蘇警察署」に、「阿蘇郡」を「阿蘇市
阿蘇町」を「黒川」に改める。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 2 月 11 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 2 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表中鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町の項を削り、同表中「植木町」を「（鹿本郡）植木町」に改める。

別表一部事務組合の表中松橋不知火下水道組合及び鹿央町山鹿市中学校組合の項を削り、宇城七か町清掃施設組合の項中「宇城七か町清掃施設組合」を「宇城広域清掃施設組合」に、山鹿鹿本広域行政事務組合の項中「山鹿鹿本広域行政事務組合」を「山鹿植木広域行政事務組合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 17 年 2 月 11 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 3 号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「一の宮警察署阿蘇山上警備派出所」を「阿蘇警察署阿蘇山上警備派出所」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 17 年 2 月 11 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 4 号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の部中「阿蘇郡阿蘇町」を「阿蘇市西湯浦」に、「阿蘇郡波野村」を「農球磨郡五木村」に改める。

政課波野村派遣
磨地域振興局川辺川ダム生活再建相談所」を「球磨郡五木村」球磨地域振興局川辺川ダム
生活再建相談所」に改め、同表警察の部中「阿蘇郡阿蘇町」を「阿蘇市黒川」に、「阿蘇郡波野村」を「阿蘇市波野」に、「阿蘇郡蘇陽町」を「上益城郡山都町」に改める。

馬見原駐在所」を「上益城郡山都町」に改める。
上益城郡山都町」に改める。

町 下名連石駐在所」に、「上益城郡清和村」を「上益城郡山都町」に改める。
馬見原駐在所」

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 2 月 11 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 5 号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県へき地手当等に関する規則（平成 6 年熊本県人事委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校の部阿蘇教育事務所の項中「

草部南部小学校
蘇陽小学校

」を「

草部南部小学校

」に

改め、同部上益城教育事務所の項中「

袴野小学校

」を「

袴野小学校
蘇陽小学校

」に改め、同表学

校給食法第 5 条の 2 に規定する施設の部阿蘇教育事務所の項中「波野村小中学校給食センター」を「波野学校給食センター」に改める。

別表第 2 小学校の部阿蘇教育事務所の項中「北里小学校 馬見原小学校 大野小学校」を「北里小学校」に改め、同部上益城教育事務所の項中「下名連石小学校」を「下名連石小学校 馬見原小学校 大野小学校」に改め、同表中学校の部中「阿蘇教育事務所」を「上益城教育事務所」に改め、同表学校給食法第 5 条の 2 に規定する施設の部天草教育事務所の項中「教良木小中学校給食共同調理場」を「教良木共同調理場」に、「龍ヶ岳町学校給食高戸共同調理場」を「高戸共同調理場」に改める。

別表第 3 小学校の部中「

阿蘇教育事務所
菅尾小学校 中原小学校

」を「

阿蘇教育事務所
上益城教育事務所

」

中原小学校
菅尾小学校

」に改め、同表学校給食法第 5 条の 2 に規定する施設の部天草教育事務所の項

中「維和学校共同調理場」を「維和共同調理場」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 11 日から施行し、別表第 2 及び別表第 3 の学校給食法第 5 条の 2 に規定する施設の部の改正規定は平成 16 年 3 月 31 日から適用する。

